

病院図書館と著作権 -最近の動き-

医療系図書館員学びネット：岩下 愛¹⁾ 及川はるみ²⁾ 片山恵子³⁾
熊谷智恵子⁴⁾ 高橋成美⁵⁾ 和気たか子⁶⁾

1) 国立国際医療センター図書館 2) 聖路加国際病院医学図書館 3) 癌研究会図書室
4) 虎の門病院図書室 5) 埼玉県立小児医療センター図書室 6) 藤沢市民病院図書室

医療系図書館員学びネット（医図学ネット）が発足して3年目を迎えた。医図学ネットは、ひとつのテーマを継続的にじっくり掘り下げて考える場としての勉強会活動を目指しており、この間のテーマは「病院図書館と著作権」を取り上げてきた。その活動スタイルは、不定期に開催する勉強会および世話人を中心にしたメーリングリストでの情報、意見交換である。今後はホームページ <http://www.geocities.jp/itogakunet/> も活用したい。

病院図書館では、目前の患者への診療などのために、文献入手に急を要することもある。しかし、現著作権法では病院図書館は法31条の適用外、つまり、著作権者の許諾なしでは所蔵資料の複製ができないと解釈されている。一方、現状の著作権処理は煩雑かつ全ての文献の許諾が取れる状況になっていないこともあり、病院図書館での複製は多くの問題を抱えている。こうしたなかで、2年間に6回開催した勉強会では、病院図書館と著作権の現状、講師を招いての入門的な図書館と著作権の講義、学術情報と著作権、シミュレーションで学ぶ著作権、病院図書館での複製などを取り上げて、なぜ病院図書館は法31条の権利制限対象になっていないのか、著作権とくに複製権に病院図書館はどう対処すべきかを考えてきた。

2004年8月、文化庁は著作権法改正要望の募集を行い、多くの著作権関係団体が要望書を提出した。医図学ネットでも「著作権の制限に病院図書館における複製を追加すること」を趣旨とした要望書を提出した。その後、これらの要望書が文化庁のHPに掲載され、同年10月にはこれら要望書に対するパブリックコメントが募集された。病院図書館団体からの要望に対するパブリックコメントは以下の通りであった。

- 図書館に関する制限：「著作権の制限に病院図書館における複製を追加すること」
賛成 19 反対 3
- 医療に関する制限：「著作権の制限に医療機関における複製を追加すること」
賛成 18 反対 4

病院図書館団体からのこうした要望は、平成18年度に予定されている著作権法改正に反映されることは厳しい模様である。著作権問題は一朝一夕には解決できるようなものではないが、これらの活動を通じて、医学や看護学など医療系図書館関係者と病院図書館担当者が共に考える機会を持つことができた。また、勉強会および要望書の提出を通じて病院図書館関係者の間で著作権問題に対する認識が新たになった。